

八女市水道事業危機管理マニュアル

平成28年3月 策定

(平成30年5月 一部改正)

八女市建設経済部上下水道局

【基本方針】

水道事業は、市民に安全で安定した水道水を供給することを目的とした、重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関や他自治体との連携を構築する。

【危機の定義】

危機の分類

区 分		事 象
施設事故	1	配水管等の事故による断水・汚濁等
	2	水道管の異常を起因とする道路陥没
	3	浄水場、ポンプ場の異常事態
水質事故	4	原水の水質異常
	5	浄水処理における水質異常
	6	配水及び給水における水質異常
異常渇水	7	ダム・河川及び井戸水の渇水
異常寒波	8	給水管等の凍結破損による断水
その他	9	水道管の施工中及び既設施設管理中の事故
	10	施設等の破壊テロ

※ 自然災害等大規模災害においては「八女市地域防災計画」、「八女市水防計画書」及び「八女市災害初動マニュアル」に則り対応する。

※ 新型インフルエンザ発生時には「八女市新型インフルエンザ対策マニュアル」に則り対応する。

【危機レベルの区分】

区 分	配 備 基 準
第 1 配備	危機の範囲及び市民への影響が非常に小さく、建設経済部上下水道局上水道総務係、工務係及び各支所水道担当課各々において対応措置ができる場合。
第 2 配備	危機の範囲及び市民への影響が比較的 <small>に</small> 小さく、水道事業担当課において対応措置ができる場合。
第 3 配備	危機の範囲及び市民への影響が大きく、建設経済部及び関係部署と情報交換を行うなど連携して対応する必要がある場合。
第 4 配備	危機の範囲及び市民への影響が非常に大きく、全庁体制及び関係機関の応援要請により対応する必要がある場合。

※ 戸数に関わらず重要施設及び影響範囲の拡大によって、危機管理レベルをアップさせることとする。

【危機の未然防止】

平常時から、多様な危機を未然に防止するための対策を講ずるものとする。

(1) 水道施設の老朽管更新・耐震化

経年化した水道施設・設備の更新、老朽化した配水管の布設替え、耐震管の採用、連絡管・ループ管などを整備し、水道施設の災害時における断水被害の軽減及び早期復旧を図るための整備体制を推進する。

(2) 水源・水道施設監視

水源の監視や水道施設の監視体制の強化を図るとともに、関係機関との連携を密に行い、細やかな情報収集に努める。

(3) 応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において、給水及び施設機能の復旧が速やかに実施できるよう水道事業全般にわたる応急体制整備を図る。

(4) 利用者への注意喚起

利用者に対し、危機を未然に防止するための対策・準備及び危害を最小限度にとどめる方法などについて、事前に注意を喚起する。

【対策本部の設置】

危機管理対応基準に応じて対策本部を設置

危機管理対応基準

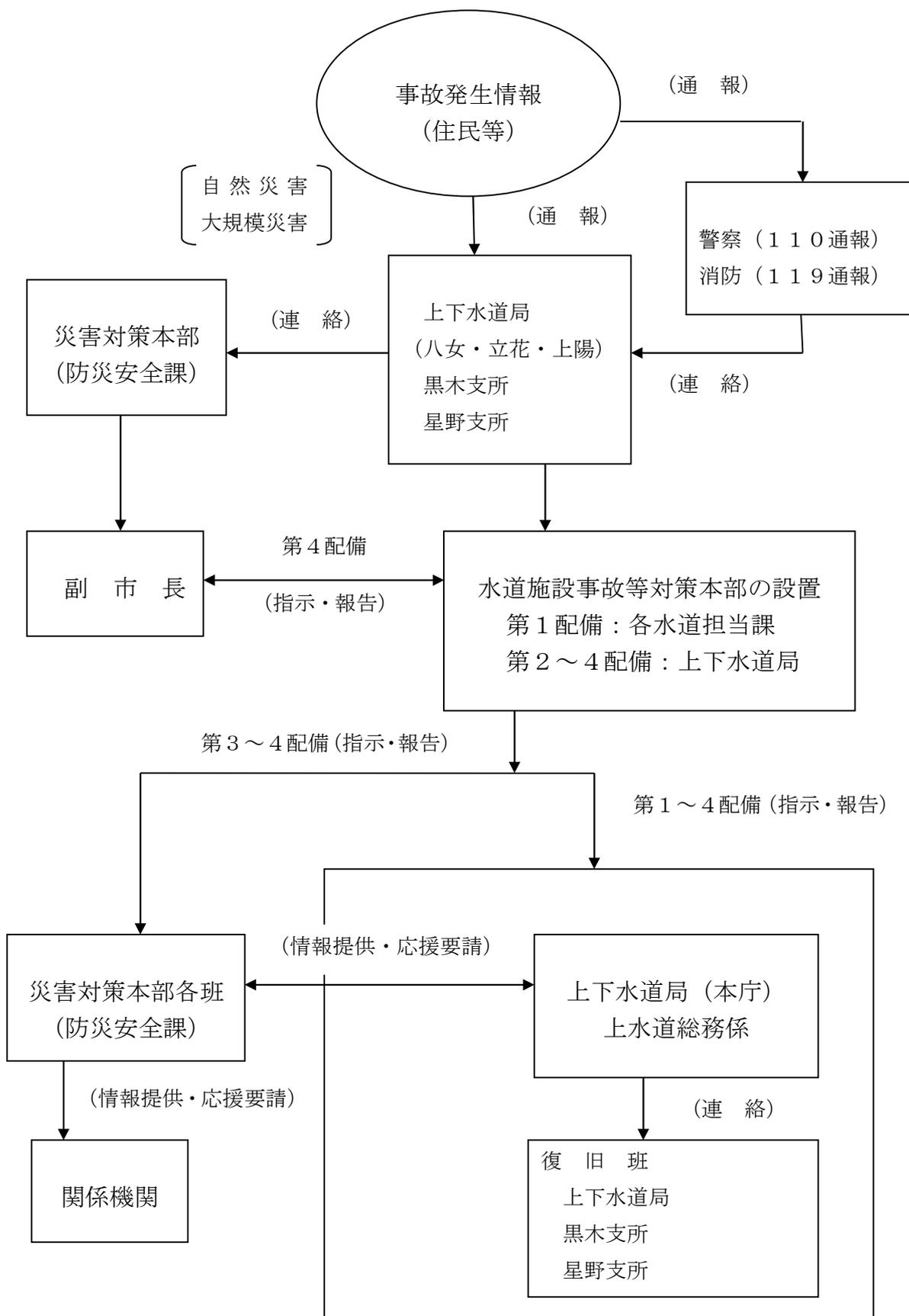
体制（危機レベル）	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	
被害影響の 範囲の目安	限定的	相当規模		広範囲	
	49戸以下	50～99戸	100～ 999戸	1,000戸以上	
規 模	小さい	比較的小さい	大きい	非常に大きい	
会議（本部）	水道施設事故等対策本部				
本 部 長	各水道事業 担当課長	上下水道局長	建設経済部長	副市長	
対応形態	各水道事業 担当課	水道事業 担当課	建設経済部	関係 部署	全庁 体制
事 務 局	各水道事業担当課	本庁上下水道局（上水道総務係）			

※戸数に関わらず重要施設及び影響範囲等を考慮して体制を決定

【緊急時体制】

- (1) 緊急時連絡体制 別紙 1
- (2) 応急備蓄資材 別紙 2－1～3
- (3) 緊急時協力業者 別紙 3

事故発生時の初動対応・事故等対策本部の組織図（フロー図）



※ 水道事業危機発生時に災害対策本部が設置された場合は、その指揮下に入る。